ごみのルール みんなで守ろう!

秦野市のごみは7分別22品目に分けられます。

容器包装 プラスチック

資源物

不燃ごみ

蛍光灯など

草木類

可燃ごみ

粗大ごみ

ごみと資源の ゆくえ

プラスチック

資源物

不燃ごみ

蛍光灯など

草木類

可燃ごみ

生ごみ処理機 購入費補助制度

ごみのルール

ごみ出しの基本ルール

出し方

ごみと資源は分別し、ごみ袋は<mark>透明または半透明</mark>のものを使用し、口を結んで出してください。

曜日

ごみと資源の分別カレンダーで収集日をよく確認して出してください。

曜日違いのごみは回収できません。

問

収集日の日の出から午前8時30分までに出してください。

前日の夜や時間を過ぎて出すことは周りの方の迷惑になります。

地域(自治会)ごとに出す場所が決まっていますので、他の場所に出さないでください。

ごみ 収集場所

利用するごみ収集場所は自治会で決めています。

- ・ごみ収集場所は街の顔です。ルールを守り、みんなで適正に管理しましょう。
- ・収集場所が分からない場合は、自治会にお問い合わせください。

ごみの分別・排出ルールの指導を行っています

ごみの分別・排出ルールを守らないで出されるごみがあった場合は、排出ルールを守らないでごみを出した方を調査し、改善指導を行っています。地域でも分別状況を把握し、排出ルールを守りましょう!

ごみの持ち去り禁止

「秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により、ごみ収集場所からの 資源物、不燃ごみなどの持ち去りは禁止されています。持ち去り行為を目 撃した方は、環境資源対策課までご連絡ください。なお、禁止命令に違反 した場合、20万円以下の罰金となります。

①目撃、通報パトロール

②命令 持ち去りを行わない よう命令する。 ③罰則 命令に違反した者は 20万円以下の罰金

一度に多量の ごみを出す場合 犬や猫などの 死体処理

Q&A

品目リスト

ポイ捨て禁止

「秦野市ごみの散乱防止等に関する条例」により、道路、広場、公園、河川その他の公共施設又は他人の土地にごみをみだりに捨てたり、飼っている動物のふん等で汚してはならないとなっています。 なお、違反した場合は2万円以下の罰金となります。

~ごみに関する出前講座を実施しています~

自治会や老人会、PTAなどの団体を対象に、可燃ごみの減量のための詳しい分別方法やごみ収集場所の適正利用など、要望に応じて出前講座を実施しています。ご希望の場合は、環境資源対策課にご連絡ください。



出前講座メニュー

- ・ごみの現状について
- ごみの分別について
- ・ごみ収集場所の適正利用について
- ・食品ロスについて